

子ども・子育て支援新制度

平成27年3月16日発行

平成27年 第1号

子育て推進課

☎229-3390 FAX 229-3451

平成27年4月から、子ども・子育て関連3法に基づき、「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

幼稚園(※1)、保育所、認定こども園、地域型保育の施設や事業を利用するときに負担する利用者負担額などについて、案が決まりましたので

お知らせします。

※1…新制度に移行する幼稚園を指し、平成27年度は市立幼稚園のみ対象となります。私立幼稚園および三重大学教育学部附属幼稚園は新制度に移行しないため、利用者負担額などについては各園へお問い合わせください。

利用者負担額とは

幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業の施設などを利用する場合に、教育や保育に要した費用の一部を保護者が負担するものです。国が定める水準を限度として、世帯の所得に応じ、支給認定区分や教育・保育の必要量別に市が定めます。

支給認定区分

支給認定	教育・保育の必要量	対象になる子どもの年齢	利用できる施設
1号認定	教育標準時間	3～5歳	幼稚園、認定こども園
2号認定	保育標準時間(最長11時間)	3～5歳	保育所、認定こども園
	保育短時間(最長8時間)		
3号認定	保育標準時間(最長11時間)	0～2歳	保育所、認定こども園、地域型保育事業
	保育短時間(最長8時間)		

◆利用者負担額の見直し時期

利用者負担額の見直しは、毎年9月に行い、4月分～8月分は前年度市町村民税額を基に、9月分～翌年3月分までは当年度市町村民税額を基に決定します。

◆利用者負担額の支払先

幼稚園、保育所の利用者は市に支払い、認定こども園、地域型保育事業の利用者は、市が決定した額を事業者へ直接支払います。



利用者負担額の軽減措置

◆多子軽減

1号認定を受け、幼稚園、認定こども園を利用する場合

同一世帯の幼稚園年少から小学3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円

2号認定・3号認定を受け、保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する場合

同一世帯の小学校就学前の範囲で、幼稚園・保育所などを同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円



◆ひとり親世帯等の軽減

母子(父子)家庭や在宅障がい児(者)のいる世帯の利用者負担額は、その世帯の市町村民税額に該当する階層のひとり親世帯等に規定する額になります。また、子どもの母(父)が婚姻によらないで母(父)となった場合も、ひとり親世帯等を含めます。



◆寡婦(夫)控除のみなし適用

子どもの母(父)が婚姻によらないで母(父)となった場合でも、地方税法の寡婦または寡夫の規定を準用して算出した市町村民税額に基づいて利用者負担額を決定します。